

令和2年2月24日作成

令和2年2月25日開示

令和2年3月10日修正

令和2年3月24日修正

令和2年4月2日修正

令和2年4月15日修正

令和2年5月1日修正

令和2年6月1日修正

新型コロナウイルス（COVID-19）に対する陽風園の対応について

石川県内で新型コロナウイルス（COVID-19）に感染された方が限定的となり、対策の強度を一定程度緩められる状況になっていますが、再度感染が拡大する可能性もあり、長期にわたり感染拡大を予防する「新しい生活様式」に移行していく必要があるものとして、社会福祉法人陽風園における感染を予防するため、以下の方針で対応します。

この方針は、令和2年6月1日まで有効としておりましたが、国内で感染状況が続いていることから、内容を一部修正及び追加して、有効期間を令和2年6月15日までとします。

この方針の目的は、人から人への感染リスクを極力最小化することにありますので、利用者、利用者のご家族、出入り事業者など関係者の皆様にもご協力をお願いいたします。

この方針は、国、石川県及び金沢市のアナウンスなどを総合的に判断して対応するものです。

なお、各施設の日々の対応状況は、別途ホームページ（<https://www.yofuen.com/>）で公表させていただきます。

1 来園者からのウイルス持込に対する対応（外部の方へのお願い）

- ・面会は各施設において定められた方法で行います。面会が必要な場合は電話等で事前にご相談下さい。
- ・点検、修理などで訪れた事業者の入園時の衛生対応は継続します。（入園者の検温及び高熱（37.5℃以上）での入園を禁止します。入園の際は手指消毒とマスクの着用を求めます。）
- ・ファミリーシャトル（ご家族向け無料送迎サービス）の運行は中止させていただきます。

- ・新規に入所される方には、入所後7日間の（健康状態）特別観察期間を設けます。
- ・特別養護老人ホームに新規に入所される方からの要望があれば、無料（無料期間1月）で生活状況記録閲覧システム（YCS-i）の活用をお勧めします。
- ・地域向けの研修室等使用の予約は受け付けますが、感染防止対策を十分に行った上で、使用していただきます。
- ・接触感染のリスクに対応するため、多数の人が触れる箇所（ドアノブ、手すり、カウンター、トイレ等）に対する消毒等、適切な感染防止対策を実施します。

2 陽風園職員が「歩く感染者」にならないための対応（この方針は、通所サービス利用者にも適用します。）

- ・職員は、業務中は常にマスクを着用します。戸別訪問をする職員には違和感のない眼鏡等を着用します。
- ・職員は、公共交通機関の利用を自粛します。
- ・職員は、「3つの密」のある場への外出を自粛します。
- ・職員は、繁華街の接客をともなう飲食店の出入りを自粛します。
- ・職員は、県外への不要不急の往来を自粛します。

3 濃厚接触が疑われる職員・通所サービス利用者への対応

- ・陽性の疑いがある人と濃厚接触している職員・通所サービス利用者は、3日間の自宅待機として、経過観察をさせていただきます。

4 感染が疑われる職員及び通所・入居サービス利用者への対応

- ・職員に特徴的の症状（倦怠感、息苦しさ、味覚・嗅覚障害、発熱、咳、筋肉の痛み）がある場合は、直ちに申告させ、この症状が発現してから、3日間は自宅待機とし、主治医の指示に従います。
- ・通所サービス利用者の特徴的の症状（発熱やせきなどの風邪症状、倦怠感、息苦しさ、味覚・嗅覚障害、筋肉の痛み）があることが確認された場合は、この症状が発現してから、3日間は自宅待機を勧め、主治医の指示に従っていただきます。
- ・入居サービス利用者の特徴的の症状（発熱やせきなどの風邪症状、倦怠感、息苦しさ、味覚・嗅覚障害、

筋肉の痛み)があることが確認された場合は、当該利用者及び同室者はこの症状が発現してから、3日間は居室待機とし、経過観察をします。

5 濃厚接触者（職員及び通所サービス利用者）への対応

- ・陽性と判明した人と濃厚接触がある職員及び通所サービス利用者は、2週間の入園禁止とさせていただきます。

濃厚接触者とは【患者（確定例）が発症した2日前から接触した者のうち、次の範囲に該当する者】

世帯内接触者：患者（確定例）と同一住所に居住する者

医療関係者等：個人防護具を装着しなかった又は正しく着用しないなど、必要な感染防止策なしで、患者（確定例）の診察、処置、搬送等に直接関わった医療関係者や搬送担当者

汚染物質の接触者：患者（確定例）由来の体液、分泌物（痰など（汗を除く））などに、必要な感染防止策なしで接触した者

その他：手で触れること又は対面で会話することが可能な距離（目安として1メートル程度）で、必要な感染防止策なしで、患者（確定例）と接触があった者（患者の症状やマスクの使用状況などから患者の感染性を総合的に判断する）（その接触時間は15分以上）

6 職員及び利用者が陽性と判明した場合の対応

- ・陽性と判明した職員及び利用者は、治療に専念していただきます。完治後に、医師の指示のもと職務復帰及びサービス利用を再開します。
- ・陽性と判明した職員及び利用者との濃厚接触者で入居サービス利用者以外は、5で対応します。
- ・陽性と判明した職員及び利用者との濃厚接触者で入居サービス利用者は、居室待機の上で2週間の経過観察をします。当該濃厚接触者への支援担当者は固定します。
- ・上記の対応を開始する場合、施設内を感染区域と非感染区域に区分けします。
- ・職員の入園禁止の措置に伴い、特定の施設でスタッフ数の不足が起きる場合は、園全体で、応援体制を構築します。

7 通所サービス利用者が陽性と判明した場合の対応

- ・陽性と判明した通所サービス利用者は、治療に専念していただきます。完治後に、医師の指示のもとサービス利用を再開します。
- ・陽性と判明した通所サービス利用者との濃厚接触者は、5で対応します。
- ・上記の対応を開始する場合、施設内の徹底した消毒を実施します。

- ・当該事業の職員又は通所サービス利用者による集団感染が疑われる場合は、2週間の休業とします。

8 事業の休業又は停止をする場合

- ・石川県、金沢市からの休業の要請がある場合は、通所系事業（通所サービス）を休業します。
- ・上記の休業期間中は、代替サービス（在宅訪問等による見守り支援等）の実施を検討します。
- ・公衆衛生上、事業の停止がやむを得ないと金沢市が判断する場合は、その事業所の活動を停止します。

9 地域の感染リスクを下げるための対応（社会貢献）

- ・「密閉空間、密集場所、密接場面」の3つの条件が重なるイベント等は当分の間、開催の中止または延期とします。

10 新型コロナウイルス感染症に関する対応として臨時休業等をした小学校等に通う子どもへの対応（職員対象）

- ・子どもの世話を保護者として行うことが必要となった職員に対し、特別休暇を与え、原則として自宅待機とします。

注意：【子どもを現に監護する者が他にいない場合に限り、状況に応じて対応します】